

「連れ去り・引き離し行為」を児童虐待と主張する根拠

- 子どもの心に傷をもたらすことが、心理学的に説明されている。
(例えば、棚瀬一代先生の著作など)
- 「連れ去り・引き離しが児童虐待であること」は、すでに国連などで主張されている。
(例えば、Nancy Faulkner博士が1999年6月の国連子どもの権利会議にParental Child Abduction is Child Abuseを報告している)
- 第177回国会での審議において、「極めてひどいケースでは親子の引き離しも児童虐待にあたり得る」と政府参考人(厚生労働省審議官)が答弁している。
- 平成24年4月施行の改正児童虐待防止法では、児童虐待をした親の親権を、最大で2年間停止することができる定められている。この判断に関して、厚生労働省児童家庭局総務課長による通達「児童相談所又は施設長等による監護措置と親権者等との関係に関するガイドラインについて」(平成24年3月9日)には、親権停止を考慮すべき例として、「児童と親族等の第三者との面会や交流を正当な理由なく妨げる行為」が明記されている。

心理学の分野では当然のことであり、さらに「法に定められた趣旨」と「運用官庁のガイドライン」のレベルでは、すでに「親子引き離しは児童虐待」との認識ができています。